第二百八号議案

東京都公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十二月一日

--I

提出者 東京都知事 小 池 百

合

子

東京都公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例

第十八条第三項 東京都公文書等の 中 管理 照合 に関する条例 i する し を「容易に照合する」に改める。 (平成二十九年東京都条例第三十九号) 0) 部を次のように改正する。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律 デジタル 社会の 形 成を図るため (平成十五年法律第五十七号) 0 関係法律の 整 備に関する法律 の改正を踏まえ、 (令和三年法律第三十七号) 規定を整備する必要がある。 第五十一条の規 定 の施 行による

第二 百 八号議案 東京都公文書等の管理に関する条例の 部を改正する条例